

「責任ある漁業」と沿岸水産資源管理：東南アジアの経験から

広島大学 山尾政博

I 「責任ある漁業」行動綱領の東南アジア地域への適用

1995年に国連食糧農業機関(FAO)で採択された「責任ある漁業のための行動綱領(Code of Conducts for Responsible Fisheries)」(以下、行動綱領)は、今後の世界の水産業のあり方を示したものとして注目されている。行動綱領は決して強い拘束力をもつものではない。しかし、綱領の内容を具体化しようという動きが広まるにつれて、しだいに縛りのあるものになっている。

経済開発協力機構(OECD)は、1996年に、持続的な漁業の確立に向けて資源管理に関する調査研究に取り組むことを宣言した。ⁱ これを受けて、OECD漁業委員会は「責任ある漁業」の実現に向けた具体策の検討に入った。資源の持続的な利用をはかり、漁業者が責任ある漁業にスムーズに移行できるような環境を整えることが重要との結論に達した。ⁱⁱ OECD加盟国のなかには独自に行動綱領を設けた国もある。

一方、東南アジア地域では、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)とその加盟国が地域版の行動綱領作りに取り組んでいる。後にくわしく紹介するが、この綱領において、東南アジアがめざすべき漁業の方向性が大まかに示されている。OECDの指針ほど明確ではなく、課題を寄せ集めた感は否めないが、加盟国が今後なにをすべきかをメニュー化したという点では評価できる。

本論文では、東南アジア版の行動綱領を手がかりに、「責任ある漁業」をめざして、この地域でなにを議論すべきかを明らかにしたい。具体的には次の3点を中心に検討を進める。

第1は、東南アジア地域を対象とする行動綱領を作ることの意義と限界についてである。東南アジアの漁業は対象とする資源が多種多様である。漁業の発展過程やレベルは国や地域によってかなり異なる。漁業政策についても各国間にはスタンスの違いがみられる。この地域で、共通漁業政策がもてる下地は今のところ、そして、近い将来もない。そうした状況で作られた行動綱領とはいかなる性格のものなのだろうか。

第2は、「責任ある漁業」を、沿岸漁業の分野において、どのように実現するかという道筋についてである。東南アジア漁業の中心的な担い手は零細漁業者である。欧米漁業先進国のように高度に近代化された技術を駆使する企業的な漁業者ではない。適切な漁業管理を実施し、「責任ある漁業」に導かねばならないのは、膨大な数の貧困住民を抱える沿岸零細漁業である。「責任ある漁業」の提起を待つまでもなく、各国政府は、沿岸漁村が資源の枯渇と貧困化という二重の悪循環に陥るといふ懸念を強く抱いていた。1980年代半ば頃から、各国は持続的な資源利用をはかるための様々な施策とプロジェクトを実施してきた。東南アジア版の行動綱領には、こうして歴史的な経緯がどのように反映されているのだろうか。そして、行動綱領は持続的な資源利用に向けた道筋を明示することができたのであろうか。

第3には、「責任ある漁業」が与件として扱っている水産物消費需要との関連についてである。東南アジアでは輸出型水産業の発展が目覚ましく、輸出ドライブが強く働

く魚種では過剰漁獲が広がり、資源の減少と枯渇が進行している。近年、フードシステムの手法を用いて、特定の水産物商品の生産から消費にいたるまでの過程を明らかにしようとする研究が盛んである。それらの研究を踏まえると、「責任ある漁業」を実現するためには「環境に優しい消費」・「秩序ある消費」が不可欠であることがわかる。流通や貿易の動向を踏まえ、その再編成を視野にいれた「責任ある漁業」論が求められている。本論の結論部分でこの点について言及してみたい。

II 東南アジアにおける「責任ある漁業のための行動綱領」作り

1 地域版行動綱領作りの背景

FAO が採択した行動綱領は生産過程に焦点をあてているが、その内容は水産物貿易や消費のグローバル化、流通・消費の新しい流れに対応するための条件を含んでいる。

経済のグローバル化が一段と進み、食料貿易に関しては衛生・安全基準など世界標準の適用が求められることが多くなった。東南アジアの輸出志向型水産業、特に流通・加工企業は、輸入国側の事情に応じた品質・安全管理ができる技術を確立しようと努めている。HACCP などへの対応は今やあたりまえである。品質・安全管理の対象は原料の生産過程にまで及んでいる。エビ養殖や魚類養殖では、トレーサビリティやグリーン・ラベル化に対応できるか否かが、経営の生き残りの条件になっている。

国内流通に目を転じると、在来的な流通・消費形態がまだ支配的ではあるが、都市部の量販店、外食・中食チェーンによる取扱比率が高くなっている。選別や規格化が容易な魚種、特に養殖ものへの需要が強くなっている。輸出向けほどではないが、生産サイドはこうした国内流通・消費形態の変化を無視できなくなっている。水産物商品の規格、衛生管理、安全性などに対する消費者の目はしだいに厳しくなっている。

行動綱領作りは、市場対応型の漁業生産にとって避けて通れない課題なのである。一方、東南アジアの行動綱領を作ることを提唱してきた SEAFDEC を取り巻く環境変化を指摘しておかなければならない。SEAFDEC を構成する 4 部局（訓練、養殖、加工、資源調査）は、調査、訓練、技術開発、普及など広範囲な分野で、交流と情報の場を加盟国に 30 年以上にわたって提供してきた。しかし、水産業の技術革新が加盟国の間にほぼ一巡し、各国独自に対応できる分野が増えてきた。SEAFDEC が従来の活動を続けるかぎり、その存在意義を問う声がでてくるのは当然である。アセアンの政治的な一体性が強まるにつれて、地域国際機関である SEAFDEC には、水産技術の水準を引き上げるといふ従来の目標に変えて、加盟国の水産政策立案に対する助言、より高度な水産資源情報などを提供して欲しいという要望が寄せられるようになった。行動綱領の作成は、新しい組織へと転換をはかろうとする SEAFDEC にとって、時宜を得た活動であると言える。ⁱⁱⁱ

2 行動綱領の地域版作りのプロセス

FAO の行動綱領は 12 章 (Articles) からなっている。その内容は漁業管理、環境保全、国際漁業問題、途上国漁業、増養殖と加工・流通の 5 点に整理できる。^{iv} 行動綱領は漁業管理の必要性を強調するとともに、資源の保存、管理、利用を一体的にとらえようとしている点に特徴がある。「責任ある漁業」とはこれら三つの要素を不可分なものとして備えた漁業生産のことである。

SEAFDEC およびその加盟国は、日本政府の援助を受けて、1998 年から行動綱領の地域版の作成に取りかかった。FAO の行動綱領にそって漁業操業 (Fishing Operation , Article 8 に対応) , 養殖業 (Aquaculture, Article 9 に対応) , 漁業管理 (Fisheries Management, Article 7 に対応) , 漁獲物の処理 (Post-harvest, Article 11 に対応) の順に、検討を続けてきている。現在まで、漁獲物の処理を除く三分野について、具体的な行動綱領が作成されて公刊されている。

養殖業の行動綱領が生産ガイドラインとして最も実践的な内容を備えている。周知のように、東南アジアの養殖業はこの間にドラステックな技術革新を経験してきた。その生産性はきわめて高く、有望な輸出産業として発展をとげてきた。エビ養殖業では、アグリビジネス企業が中心になって開発した平準化・簡易化された技術が広く普及している。これらの技術には環境破壊的な要素が含まれているが、エビが世界貿易商品ということもあって、エビ養殖業には、消費国側からは環境規制や安全飼養基準への適応が強く求められる。地域ガイドラインの成立を待つまでもなく、各国は輸出を増やすために消費国側の要求にそった生産システムを確立しようと努力を続けている。つまり、「責任ある養殖業」への対応は、貿易戦略のひとつにほかならないのである。

漁業操業についての行動綱領作りは早くから始まり、1998 年には最終案が発表された。内容についてはさほど目新しいものはなく、水産資源を破壊に導くような操業をなくし、持続可能な資源利用をはかる点が強調している。ただ、綱領のとりまとめの過程では、「Multi- species”, “Multi gears”, “By-catch”など、熱帯域の水産資源の特性、それを対象とする漁獲行為の特徴などが議論された。欧米先進国の漁獲漁業と大きく異なっている点が強調されたのである。なかでも”By-catch” (副産物) の定義が論争的に扱われた。各国は、”Multi-species”, “Multi-gears”を前提にした操業秩序作りをどう進めるかが強く意識するようになった。この綱領が発表されて以来、SEAFDEC が主催する国際会議やセミナーでは、「責任ある漁業」の内容を、漁業操業を中心に説明することが多くなった。

漁業管理の行動綱領が具体的な形で示されたのは 2002 年 11 月である。漁業操業の内容と重複する部分があるが、漁業管理を総論的に扱い、沿岸漁業 (coastal fisheries) , 産業的漁業 (industrial fisheries) , それに内水面漁業 (inland fisheries) について言及している。ただ、全体としては、沿岸漁業が内容の中心になっている。

2001 年には SEAFDEC がアセアンと共同で主催したミレニアム会議があり、^v それを夾むような形で 3 分野にわたる行動綱領作りが行なわれた。これら一連の活動は、SEAFDEC が路線転換をはかるための試金石と位置づけられたのである。

III 沿岸漁業管理の視点からみた行動綱領の成果と限界

1 沿岸漁業管理の目標設定とその限界

FAO の行動綱領 (Article 7) にそって作成されたガイドラインには、東南アジアの「漁業管理」が何を指すべきなのか、概略的に示されている。持続的な資源利用をはかるという目標を実現するのに必要な措置や施策がメニュー化されている。ただ、内容は全般的、総花的であり、特定の問題を深く掘り下げて言及したものではない。

各国がこれまで対応に苦慮してきた過剰漁獲、資源の減少・枯渇、過剰投資、漁業

経営の悪化は、東南アジアで共通してみられる現象である。地域の事情が異なるが、プロジェクトなどの運営を通じて蓄積されて経験、技術、知識などは、アセアン各国が共有し交流しあえるものである、というのが一致した見方である。

東南アジアには歴史的、地理的に独特のボータレス海域社会が広がっている。当然、水産資源のかなりの部分が境界（バウンダリー）を超えた資源である。東南アジア版の行動綱領はその点を明確に指摘してはいないが、作成の過程において、参加国からこの点について喚起があった点は注目してよい。各国領海内において資源の高度利用が行なわれるようになって、隣国と境界を接した漁場の管理、回遊性資源をめぐる争いが深刻化している現実を反映したものである。

しかし、東南アジア版は次のような限界をもっている。

まず、アセアン全域を対象にした行動綱領を作ることどこまで意義をみいだせるか、である。アセアン10か国と一口に言っても、多様な生態系をもち、独特の文化社会を創り出している漁村社会が広がっている。漁業発展のレベルはもとより、漁業管理にたいする地域住民の考え方は千差万別である。

漁業管理に関する法体系の整備が進んでいるのはフィリピンである。地方分権制度が確立しつつあり、資源利用者および地域住民参加による資源管理方式が普及している。インドネシアも地方分権化にもとづく漁業管理を志向している。一方、マレーシアは、中央政府が強いイニシアティブをとる、トップ・ダウンの漁業管理を採用している。漁船規模、漁業種類にもとづく海域ゾーニングを厳格に実施している。その他の国は、漁業管理の体系性や一貫性に乏しく、法の実効性を欠いている。

アセアン10か国の政治的、地理的なまとまりが以前に比べて強くなっている。だが、沿岸漁業についてみると、資源開発に重点を置いている国、管理を重視し始めた国、すでに本格的な漁業管理を導入している国と3つのグループに分けられる。地方分権化、Community-based Fisheries Management (CBFM)、Management, Control & Surveillance (MCS)などについて、意見が一致する可能性は今のところ低い。こうしたことを考えると、わずか10か国を対象に一般的なガイドラインを作ることがどれほど有効なのか、疑問が残る。各国政府が必要としているのは、漁業管理にかかわる政策の優先順位を決めること、それにしたがって具体的な目標を掲げることである。

東南アジア版の「責任ある漁業」には、各国の漁業管理の進捗状況に対する事実認識にやや問題があるように思える。次にこの点を中心に、何がどのように議論されるべきなのか考えてみたい。

2 「悲観主義」からの出発でよいのか？

オープン・アクセス的な沿岸水産資源が過剰漁獲によって減少・枯渇し、「コモンズの悲劇」的な状況に直面している地域や漁業があることはよく知られている。だが、1980年代以来、東南アジア各国は持続的な資源利用をはかろうとさまざまな努力を試みてきた。それらは多くの課題を残してはいるが、資源の持続的利用をめざす動きは着実に前進している。特に大きな変化は、中央集権的な漁業管理方式を改めて、地方分権にもとづいて資源利用者・地域参加型の管理をめざすようになったことである。地域社会や資源利用の実態に応じた管理を実現しようという気運が高まっている。

1990年代から2000年代初頭にかけて、次のような点で前進がみられた。

第1に、漁業法の改正に向けて準備がなされたことである。進捗状況は国によって違うが、フィリピンおよびインドネシアはすでに新しい体制に移行している。タイでは改正に向けた準備が大詰めを迎えている。いずれの場合も、中央集権的な漁業管理を改め、地方自治体および資源利用者のグループに権限の一部を委譲している。つまり、地域参加型の漁業管理が正式に認められることとなったのである。

第2に、上記の点と関連するが、漁民、地域住民、NGOなどが主体的に資源管理を担おうとする機運が熟してきたことである。彼ら自身が企画したプロジェクトのなかには、国の政策に影響を及ぼすような成果をあげたものもでてきている。^{vi} しいに、漁業管理に地域の意向が反映されやすくなっている。

第3に、統合的な沿岸域管理をめざす動きが広がっていることである。従来なら、陸域、海域、汽水域は中央の監督官庁の縄張りにそってばらばらに管理されていた。しかし、地方分権化が進み、地方自治体の権限が強化されるなかで、地域が統合的に資源管理をおこなえる環境が整ってきた。水産資源を対象にしても、「地域資源」という視点から、新しいタイプのプロジェクトが企画されている。^{vii} また、生態系や地理的条件に配慮した、さまざまな管理組織が設立されている。漁民はもとより、自治体、NGO、住民グループなどが参加する多様な組織構成をとっているのが特徴である。工夫をこらした住民参加の取組みが地方には数多くみられる。

第4は、社会開発アプローチの一環として参加型漁業管理をとらえる傾向が強くなっていることである。資源を持続的に利用するには、貧困の解消など、沿岸域の社会経済開発と連動させた取組みが必要である。

以上のように、持続的な資源利用を実現しようという動きは評価に値する。もちろん資源の減少や枯渇、過剰投資、過剰漁獲、漁村住民の貧困など、問題は山積している。

一般に、沿岸水産資源をテーマにした国際会議、セミナー、ワークショップでは、事態を悲観的にとらえてしまう傾向が強い。SEAFDECも例外ではない。現実の漁業、水産業、および関連産業の動きは、われわれが想像する以上に複雑である。現実を踏まえないまま一般的な議論を繰り返すと、漁民、沿岸域住民、NGO、地方自治体、援助機関などがこれまで努力してきた成果、多くの先進・優良事例の存在を否定してしまうことになりかねない。残念ながら、東南アジア版の行動綱領には、1980年代以来のこうした成果は必ずしも正確には反映されていない。

すでに述べたように、沿岸漁業管理の達成度からみると、アセアン諸国は大まかに3つにグループ分けできた。東南アジア版の行動綱領は、すべての国を網羅する形になっているが、先進的な動きを示す国や地域の動向を踏まえたものではない。漁業管理の目標達成度が低い国で生じている問題に目を奪われ過ぎたのではないかと、という印象をもつ。

悲観主義的な見方から発生する時代認識のズレは、何もSEAFDECに限ったことではない。沿岸域の資源管理、漁村開発にかかわる構造的な問題としてみたほうがよさそうである。節を改めてこの点を検討してみよう。

III 沿岸漁業管理の新しい潮流

1 CBFM プロジェクトの新たな発展

東南アジアで実施されているパイロット・プロジェクトの多くが、CBFM や CM の手法を採用し、利用者参加型の資源管理をめざしている。以前は、漁民の認識をたかめるための教育活動、漁民グループ作りなど、人的資源開発や組織化を目的にしたプロジェクトが多かった。その後、活動の中心は漁場管理と投入量管理などに移った。現在では、加入資源管理、その発展形である栽培資源管理、再生産資源管理など、内容がより高度になっている。政府が人工種苗の生産・放流、人工魚礁の設置などを担当し、地域住民が漁場管理や投入量管理をおこなうというように、両者の間には役割分担もできている。

以前にくらべると、政府、NGO、援助機関がプロジェクトの企画・運営に関与する割合が低下している。逆に、地域住民や資源利用者が自主的に運営する CBFM がふえている。政府の側では、プロジェクトの運営をとおして蓄積された技術、知見、経験を政策に反映させようという意向を強く抱いている。波及効果の高いプロジェクト、優先順位をしばらくこんだ政策へとしだいに重心を移している。

かつては、CBFM プロジェクトの多くは、小さな漁村を対象にした孤立型であった。現在では、漁村をネットワーク的に結んで漁場管理や投入量管理をおこなう広域型が主流になってきている。半閉鎖性水域を対象にしたプロジェクトでは、複数の地方自治体や管理組織が参加する規模の大きなものが珍しくなくなった。^{viii} 対象資源の性格や、漁村の経済活動の広がりなどを考えると、CBFM の広域ネットワーク化の動きが今後さらに強まるだろう。^{ix}

2 「コモンズの悲劇」から「コモンズのドラマ」への転換

沿岸水産資源が急速に減少し、あるいは枯渇するという状況に直面した国や地域では、「コモンズの悲劇」が繰り返して説明される。

しかし、CBFM プロジェクトの発展から明らかなように、「コモンズの悲劇」だけを一面的に強調するのは正しくない。もちろん、沿岸資源を無秩序に利用した結果、資源が枯渇してしまった事例は無数にある。だが、オープン・アクセス的に利用してきた資源を、漁民及び住民が「ルール」に管理し始めた事例は決して少なくない。地域ルールを作って投入量を規制し、漁場利用の秩序化をはかろうという地域がふえている。周辺地域がそのルールを認知するという、CBFM の初期の時代には想像もできないような波及効果がみられるようになった。資源利用をめぐる争いを避け、争いを調停するための地域ルールを作ろうとする動きが各地でみられる。

「コモンズの悲劇」を引き起こした原因のひとつは、トップ・ダウンによる漁業管理体制にある。漁業生産の商業化が急速に進むなかで、トロール漁業など、効率的だが資源にダメージを与えやすい漁業が、沿岸域を中心に急速に広まった。政府は資源利用にかかわる土着の慣行やしきたりを無視し、トップ・ダウンで漁業管理にかんする規則を作り、その遵守を漁民に対して迫った。だが、漁業管理を実施するための予算及び人員が不足していたために、法の実効性はきわめて低いままであった。水産資源の利用が事実上のオープ

ン・アクセスになり、違法操業が横行することになった。

東南アジアでは 1990 年代を境に地方分権化が進み、地方自治への住民参加の度合いがいちじるしく高まった。こうした政治的背景のもとで、“Community-based Approach”が社会的に広く受け入れられるようになった。政府、地方自治体、地域住民、N G O などの間で、地域開発や資源管理にかかわる新しい役割分担が模索されるようになった。この過程で、住民の意見、地域の慣習、なによりも地域独特の生態系や環境条件などが考慮されるようになり、地域にあった資源・環境管理のありかたが議論されるようになった。したがって、「コモンズの悲劇」を引き起こした政治的要因はしだいに取り除かれている、と言える。我々が議論しなければならないのは、「コモンズの悲劇」ではなく、成功体験を含んださまざまな「コモンズのドラマ」ではないだろうか。^x

3 現実的な政策立案と将来展望

東南アジアでは、「責任ある漁業」を実現するための道筋を、一步踏み込んで議論する時期にきている。地域住民や資源利用者が積み上げてきた経験を踏まえて、より現実的な政策をたてる必要がある。

沿岸水産資源管理について言えば、政策担当者の間では、たえず楽観論と悲観論が交錯している。政策は両者の間ではげしく揺れ動いてきた、と言える。一部の国は、革新的な漁業管理手法の導入をはかろうとして失敗を繰り返している。住民の理解がえられないままに新しい手法を導入して、かえって混乱が大きくなった地域がある。^{xi} C B F M が当初期待したほどの成果をあげなかったのはそのためである。政策担当者や援助関係者は、沿岸漁業管理のむつかしさを改めて認識し、漁民の理解がなかなかえられないというのを理由に、悲観主義におちいる傾向にあった。

パイロット・プロジェクト方式の限界も指摘できる。一般的には、漁業法などによる支援体制が十分に整わないまま、地域資源管理に関するプロジェクトが計画されることが多い。そのため、操業規制などを盛り込んだ CBFM では、プロジェクト対象地域の漁民と隣接地域の漁民との間でしばしば軋轢が生じてしまう。プロジェクトが終了すると、その活動を継続するのが難しくなってしまう原因となっている。また、プロジェクトが蓄積した経験や技術を、他地域に普及するのは容易ではない。

東南アジア版の行動綱領のなかには、すでにパイロット・プロジェクトとして実施されている項目が多数含まれている。各国政府に求められているのは、プロジェクトの成果をどう根付かせて普及していくか、プロジェクトから提起された政策の枠組みやシステムにかかわる問題にどう応えていくか、ということに他ならない。これらはもはや一般論として処理できるようなものではない。

漁業管理の地方分権化を目標として掲げている国では、分権化をどのように段階的に進めていくか、検討しなければならない。住民参加型をめざすとしても、地方自治体がこれまで以上に大きな役割を果たしていくと考えられる。地方自治体がどのような責任と機能を分担すべきなのが焦点になっている。従来なら、議論の中心は漁民（資源利用者）の参加と組織の持続性にあったが、今は、それを含んだ地域機構、“Local Institution”の構成と役割、さらにその持続性が問題にされている。^{xii}

IV 「責任ある漁業」の発展をめざして

1 「責任ある流通」と「秩序ある消費」

東南アジアでは、自給的な色彩が強い漁業生産が一部には残っているが、基本的には商業的な漁業が主流になっている。水産物の流通がグローバル化するなかで、東南アジアは世界の水産食料基地として成長を続けている。輸出需要が強く働くことから、これによる資源の過剰利用、破壊がさまざまな分野で生じている。甲殻類をはじめとする高級魚種はもちろんのこと、輸出対象である一般魚種についても過剰漁獲がおきやすい状態になっている。^{xiii} また、自国原料は言うまでもなく、世界各地から水産原料を集めて加工して輸出する、新しいタイプの食品企業が躍進している。一方、国民経済の成長にともなって水産物の国内需給が増大してきている。こうして、水産資源に対する内外からの開発圧力がますます強くなっている。

東南アジアにおける持続的な水産資源利用は、生産・流通・加工・消費・廃棄といったフードシステム的な流れのなかで考えなければならなくなっている。

東南アジアの漁業は、副産物 (by-catch) 生産の比重がきわめて高いという資源的特性を抱えている。その水揚げを前提にした市場流通、加工業がすでに確固たる地位を築いている。そのため、特定漁業を規制することによって生じる波及効果、社会的リスクが予想以上に大きい。その意味では、水産業全体の構造問題として取組まなければならない問題を含んでいる。

いずれにせよ、「責任ある漁業」は、「責任ある流通(加工)」、「環境資源にやさしい消費」、「秩序ある消費」と一体なって議論されるのが望ましい。^{xiv}

2 「責任ある漁業」論の広がりをめざして

1980年代以降、CBFMに代表される住民参加型、地方分権型のプロジェクトが、東南アジア各地で数多く実践されている。その経験や成果を踏まえると、技術論的、資源学的な観点からだけ「責任ある漁業」を論じるのは適当ではないことがわかる。

漁民の漁獲行為、水産資源に依存して営まれる地域の生活や文化は実に多様である。持続的な資源利用を実現するには、多様性を踏まえた多面的なアプローチが必要である。また、沿岸地域の貧困問題は深刻であり、それが資源の過剰な利用を引き起こしている。貧困と過剰漁獲の悪循環は相互に作用しあっている。したがって、持続的な資源利用をはかるには、貧困の解消という社会開発アプローチと整合性をもたせなければならぬ。

「責任ある漁業」の確立をめざすとくみは新しい時代をむかえている。地域の生態系、経済圏、政治的まとまり、文化的紐帯などを踏まえ、住民が柔軟に参加できる利用管理の枠組みを考えて、具体的に提起しなければならない。漁業法を始めとする水産政策の全般的な見直しが必要であることは言うまでもない。全体としては、CBFMの活動を通して蓄えられた経験や技術を一般化できる条件は整ってきているのである。

すでに、孤立型のパイロット・プロジェクトを運営する時代は終わった。地域的な広がり組織的な対応を可能にする管理システムが具体化されなければならない。さらに、沿岸水産資源をはじめとする地域資源・環境をトータルに管理するシステム、つまり、統合的沿岸域管理を展望しなければならない。

「責任ある漁業のための行動綱領」は、地域特有の資源環境、生態系、それらと人間との関係性を考慮した地域版の作成の段階に入った、と結論づけられるのである。

ⁱ OECD 1997; *Towards Sustainable Fisheries: Economic Aspects of the Management of Living Marine Resources*, OECD, 268 pp. 1997.

ⁱⁱ OECD 2000. *Transition to Responsible Fisheries: Economic and Policy Implications*, OECD, 272 pp., 2000.

ⁱⁱⁱ 加盟国の水産業の発展には目を見張るものがあり、以前のように SEAFDEC が提供する技術や知識に依存する必要性も少なくなった。最大の援助国である日本が、SEAFDEC への援助の全面的な見直しをはかり、援助の成果を問い始めた。国際協力事業団（JICA）が実施した有識者評価では、本部事務局（バンコク）の機能を強化して各国政府の政策立案過程に対する助言活動や漁業管理といった高度な知識が必要とされる分野にシフトする必要があると指摘された。従来型の水産技術援助は終焉を迎えたというのが基本的な評価である。（国際協力事業団『東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）に対する JICA の協力』, 2001 年）この点については、日本国内の援助機関の間に見解の相違がみられる。水産庁は日本の水産外交の東南アジア拠点を引き続き確保しておくという立場から、SEAFDEC への援助の必要性を強調している。日本政府は行動綱領の作成に必要な経費を特別に拠出している。

^{iv} 渡辺浩幹・小野征一郎 2000. 「『責任ある漁業』に関する一考察」, 東京水産大学論集 35 号, 153-176 頁。

^v 2001 年のミレニアム会議の正式名称は“ASEAN-SEAFDEC Conference on Sustainable Fisheries for Food Security in the New Millennium: Fish for the People”である。この会議の内容については SEAFDEC のホーム・ページを参照のこと。

^{vi} フィリピンのパナイ島バナテ湾周辺では、Banate Resource Management Council が早くから周辺自治体と協力して漁業管理に努めてきた。この活動に刺激されて、各地に漁業管理のためのネットワークを作るという運動が活発になっている。複数の自治体が参加する Resource Management Councils も設立されている。フィリピン政府も政策の重点を広域ネットワーク作りに移している。山尾政博「地域資源管理と住民参加」, 三国編著『アジアの食料・農産物市場と日本』, 大月書店, 2000 年。Yamao, M. Report on the Study Trip to the Philippines, SEAFDEC, 2002.

^{vii} 典型的なプロジェクトとして、“Integrated Coastal Zone Management (ICZM)”がある。

^{viii} フィリピン、インドネシア、タイではこうした広域プロジェクトが計画・実施されている。

^{ix} Yamao & Suanrathanachai, *Project Proposal and Background of Locally Based Coastal Resource Management in Pathew District, Chumporn Province*, SEAFDEC, 2002.

^x Elinor Ostrom らは最近のコモンズ研究の動向を踏まえて、より客観的に分析することの大切さを強調している。多数の研究事例を踏まえると、「コモンズの悲劇」を一面的に強調するのは正しくないのではないかと指摘している。Ostrom et al. *THE DRAMA OF THE COMMONS*, National Research Council, Washington, D.C., 2002.

^{xi} 共同漁業権 (common fishing right), 排他的漁業権 (territorial use in fisheries) の設定などがこれにあたる。

^{xii} 最近、参加型の地域資源管理や地域開発に対して、批判的、否定的な見解が政府関係者や開発援助関係者の間に広まっている。それらが全て間違っているとは思わないが、ある

意味では、参加型に対する無定見な肯定から生じたものと言えなくもない。本文で述べているように、参加型を定着させるには必要な準備とプロセスがいる。

^{xiii} ハタに代表されるような養殖用の天然稚魚が大量に輸出入されている。貴重な観賞魚が大量に取引されるという実態もある。それぞれ貿易規制の対象になっているが、あまり機能していない。

^{xiv} 輸出向けエビ養殖については、生産から流通・消費にいたるまでシステム化が進んでいる。輸出相手先（主に先進国）が自国の基準にしたがった衛生管理、トレーサビリティを要求しているためである。